

今こそ、「生活保障法」の制定を！
～地域から創る、
すべての人の“生存権”が保障される社会～

配布資料目次

- シンポジウム第1分科会にご参加の皆さまへ…………… 1

- 進行次第…………… 2

- 登壇者プロフィール…………… 4

- 基調講演 暉峻 淑子 埼玉大学名誉教授 レジюме
「貧困と排除から、社会参加と相互承認へ！
ーまっとうな生活保障のために」ーイントロダクションとして… 6

今こそ、「生活保障法」の制定を！

～地域から創る、すべての人の“生存権”が保障される社会～

シンポジウム第1分科会にご参加の皆さまへ

■録音・録画について

本シンポジウムは、会場参加及びウェブ配信となります。

当連合会において、シンポジウムの内容を記録し、また、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行います。撮影した写真・映像及び録音した内容は、当連合会の会員向けの書籍のほか、当連合会のウェブサイト、パンフレット、一般向けの書籍等にも使用させていただきます。

また、報道機関及び動画配信サイト等による取材の可能性もあり、撮影された映像・画像はテレビ、新聞、ウェブサイト等の各種媒体において利用されることがあります。

会場中央のカメラ機材の通路挟んで1階後方エリア中央（22列～24列 28番～35番付近）に撮影禁止席を設けておりますので、撮影を望まれない方はそちらにお座りください。

■ウェブ配信について（オンライン参加の皆さまへ）

何らかのトラブルで通信が中断し、15分経っても復旧しない場合は、配信を中止する可能性があります。

また、配信媒体であるYouTubeLIVE自体の障害が生じた場合、当初ご案内している配信URLを変更して配信を再開する可能性があります。変更後の配信URLが分かり次第、日弁連ウェブサイトに掲載いたします。

アクセスが一時的に集中すると接続が不安定になる場合があります。

配信の状況に関わらず、現地会場においてはシンポジウムを中断せず実施いたします。

■アンケートについて

当連合会の今後の活動に反映させていただきたいと思いますので、アンケートへのご協力をお願いいたします。下記URL又は二次元コードからアクセスしてください。

本シンポジウムでは、スケジュールの都合上、質疑応答の時間を設けておりませんので、ご意見がございましたらこちらへお願いいたします。ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

【URL】 <https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/66jinken1a/survey/>

【二次元コード】



次 第

2024年10月3日(木)

日本弁護士連合会第66回人権擁護大会シンポジウム第1分科会

今こそ、「生活保障法」の制定を！

～地域から創る、すべての人の“生存権”が保障される社会～

◆総合司会： 浅利 陽子（広島弁護士会）
青木 克也（大阪弁護士会）

- ◆開会挨拶 12:30
飯岡 久美（日本弁護士連合会副会長）
- ◆基調講演 12:40
「貧困と排除から、社会参加と相互承認へ！
—まっとうな生活保障のために」
暉峻 淑子（埼玉大学名誉教授）
- 【休憩（10分）】 13:40
- ◆第1部 当事者の声 13:50
- ① 自動車保有を理由に保護停止された三重県鈴鹿市原告女性からの声
 - ② 外国人生活保護訴訟原告男性からの声
 - ③ 生活保護世帯から大学に進学した女性からの声
 - ④ 夫のDVから逃れ生活保護利用の上、就労自立したシングルマザーの方からの声
- ◆第2部 基調報告と海外・国内調査報告 14:30
- 基調報告
久野 由詠（愛知県弁護士会）
海外調査報告（ドイツ、スウェーデン、韓国）
西山 貞義（富山県弁護士会）

国内調査報告（釧路市ほか8箇所）

太田 伸二（仙台弁護士会）

【休憩（15分）】

15:50

（舞台配置換え）

◆第3部 パネルディスカッション

16:05

「すべての人の“生存権”を保障するために」

<パネリスト>

吉永 純（花園大学社会福祉学部教授）

布川日佐史（法政大学現代福祉学部教授）

雨宮 処凛（作家・活動家）

井手 英策（慶應義塾大学経済学部教授）

<コーディネーター>

猪股 正（埼玉弁護士会）、阿部 広美（熊本県弁護士会）

<特別報告>

「メディアは生活保護をどう伝えるか」

吉田 颯人（北日本放送株式会社報道局記者）

◆閉会挨拶

17:55

景山 智也（愛知県弁護士会副会長）

閉会 18:00

登壇者プロフィール

今こそ、「生活保障法」の制定を！

～地域から創る、すべての人の“生存権”が保障される社会～

基調講演

● 暉峻 淑子（てるおか いつこ）

1928年生まれ。日本女子大学文学部卒業。法政大学経済学部大学院修了（経済学博士）。埼玉大学教授、日本女子大学教授、ベルリン自由大学、ウイーン大学客員教授を経て、埼玉大学名誉教授。NPO 法人「国際市民ネットワーク」代表（20年間にわたる難民孤児の援助）。地域活動として「対話的研究会」世話人。

著書に『ゆとりの経済』（東洋経済新報社）、『サンタクロースを探し求めて』、『豊かさとは何か』、『豊かさの条件』、『社会人の生き方』、『対話する社会へ』、『承認をひらく一新・人権宣言』（以上、岩波書店）。絵本『サンタクロースってほんとにいるの？』（福音館書店）は60刷りを超える。

パネリスト

● 吉永 純（よしなが あつし）

花園大学社会福祉学部教授、全国公的扶助研究会会長。

京都市で福祉事務所 20年、ケースワーカー 12 年の経験を生かし、生活保護法の実施過程における権利実現と利用者本位の生活保護ケースワークについて研究。

著書に『生活保護審査請求の現状と課題』、編著に『生活保護 行政運用・判例・裁決データ集成』、『Q&A 生活保護手帳の読み方・使い方 第 2 版』（以上いずれも明石書店）、『判例 生活保護』（山吹書店）など。

● 布川 日佐史（ふかわ ひさし）

法政大学現代福祉学部教授、公的扶助論担当。研究テーマは、雇用政策と公的扶助の交錯に関する日独比較研究。

編著書に『生活保護の論点—最低基準・稼働能力・自立支援プログラム』（山吹書店、2009年）、『Das letzte Netz sozialer Sicherung in der Bewährung』（Nomos、2012）など。

● 雨宮 処凜（あまみや かりん）

1975年、北海道生まれ。作家・活動家。反貧困ネットワーク世話人。

フリーターなどを経て00年、自伝的エッセイ『生き地獄天国』（太田出版/ちくま文庫）でデビュー。06年からは貧困問題に取り組み、『生きさせろ！ 難民化する若者たち』（07年、太田出版/ちくま文庫）はJCJ賞（日本ジャーナリスト会議賞）を受賞。

著書に『非正規・単身・アラフォー女性』（光文社新書）、『コロナ禍、貧困の記録 2020年、この国の底が抜けた』（かもがわ出版）、『学校では教えてくれない生活保護』、『難民・移民のわたしたち これからの「共生」ガイド』（河出書房新社）、『死なないノウハウ 独り身の「金欠」から「散骨」まで』（光文社新書）など多数。

● 井手 英策（いで えいさく）

1972年生まれ。慶應義塾大学経済学部教授。東京大学大学院経済学研究科博士課程修了。日本銀行金融研究所、東北学院大学、横浜国立大学を経て、現職。専門は財政社会学。

総務省、全国知事会、日本医師会、全労災協会等の研究会座長・委員のほか、朝日新聞論壇委員、毎日新聞時論フォーラム委員なども歴任。

著書に『ベーシックサービス』（小学館）、『経済の時代の終焉』（岩波書店）ほか多数。大佛次郎論壇賞、慶應義塾賞などを受賞。

特別報告者

● 吉田 颯人（よしだ はやと）

1997年富山県高岡市生まれ。2020年に都留文科大学文学部卒業後、北日本放送に入社。報道・社会部に配属され、富山県内の事件・事故・裁判などを担当。

2023年9月に「KNBふるさとスペシャル 半透明のわたし 生きる権利もとめて」を制作・放送。2024年3月に「NNNドキュメント'24 半透明のわたし 生きる権利と生活保護」を制作・放送。同番組で中部テレビ大賞優秀賞を受賞。

基調講演「貧困と排除から、社会参加と相互承認へ！」

—まっとうな生活保障のために— イン트로ダクションとして

暉 峻 淑 子

社会保障制度の土台は生活保護(生活保障)です(憲法25条)。その土台がしっかりしていなければ、社会保障全体が揺らぐだけでなく人間社会を維持している公共善(社会福祉)に対する価値観そのものが自由主義市場経済の価値観に変質していく恐れがあります。

生活保護基準の引き下げは、住民税非課税基準、就学援助、保育料や国民健康保険料の減免など、47の制度の利用基準と連動していることは知られていますが、1例を挙げると、横浜市では、生活保護基準引き下げ前、両親と小学生2人の標準世帯で358万円以下の年間所得が就学援助の対象でした。しかし、引き下げ後には344万円以下に変わり、推計977人が援助対象からはずれます。

貧困研究で著名な志賀信夫氏は、19世紀以来の貧困理論の変遷を次のように要約しています。

- ① 19世紀には、それ以下では肉体的な生存維持さえできないような動物的生存としての「絶対的貧困」が、貧困とされていた。
- ② 20世紀になって、人間に特有な社会的生存を保障する「相対的貧困」の考えが一般化し、人間の社会参加や尊厳という、市民社会の市民として生きる生存が認められるようになった。その結果、不十分ながら生活費の中に教育や文化的費用が取り入れられた。
- ③ 現在は、社会的な排除によって「市民として保障されるべき諸権利へのアクセが、阻害されているような生活状態」を貧困と定義している。自由で多様な社会で、自己決定権による選択を行い自己実現を成就していくためには、社会から排除さ

れないことが絶対に必要であり、EU では現在、社会への包摂を反貧困活動の重点に置いている。

以上の貧困克服の歴史から言えば、日本の2013年の生活保護基準引き下げは②の社会的生存から①の動物的生存への逆行であり、生活保護受給市民を非市民・2級市民として扱う差別をひろげていく恐れがあります。②の社会的市民にとっては、教育の重要性が指摘されますが、日本では、一般市民の高等教育(大学、専門学校、短大など)への進学率が83, 8%を超えているのに、生活保護家庭の進学率はその半分の40%に過ぎません。そのことから、日本の生活保護基準の大きな遅れが他の民主主義国家に比べて際立っています。

他方、生活保護は、労働環境が劣悪で、非人間的な労働にやむなく人々が従事するよりは、生活保護を受けつつ職業のスキルを磨き、より人間的な永続性のある職業に就く一時避難場所としての役割も持っています。そして、そのことによって劣悪な労働がはびこるのを防いでいるのです。

私は新宿駅バス放火事件や、秋葉原事件の無差別大量殺人事件の犯行の来歴を調査してみました。その結果は、もし、生活保護の制度が社会的に機能していれば、このような悲惨な事件は、起こらなかっただろうと、悲痛な思いで胸がいっぱいになりました。自殺を思いとどまったひとは、その力は文化から与えられたと述懐します。文化との接点がない生活は、生きる力を無力化してしまうのです。フランスでコンサート会場に行ってみると、料金免除対象者の中に、生活保護受給者がはいつていることに感動したり、ドイツでは生活保護受給者が公共的仕事のアルバイトをして低収入を得た場合、社会との接点を持ち続けることの有益性を優先して、その収入額を、扶助費から差し引くようなことをしていません。いのちのとりで裁判が最高裁判所で勝利すれば、それがより善き人権社会への転換点となり、人々の平等な社会参加と連帯につながって、社会を変革する動力となることを信じています。